第二条中健康増進法施行規則別記様式第一号、第二号及び第三号の改正規定を次のように改める。

別記様式第一号、第二号及び第三号を次のように改める。

様式第一号（第四条関係）

表面

12cm

国民健康・栄養調査員の証	写真
第　　号	
所属庁	
氏名	
生年月日	
令和　年　月　日発行	
（使用期間　年　月）	

8cm

裏面

この証票を携帯する者は、健康増進法により国民健康・栄養調査員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

（国民健康・栄養調査員）

第十二条　都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

第十七条　国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

健康増進法施行規則抜粋

（国民健康・栄養調査員）

第三条　国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

（国民健康・栄養調査員の身分を示す証票）

第四条　国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携行し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

写真面及び調査員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。